

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用省エネルギー設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる未使用の設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) 燃料電池自動車
- (7) V2H充放電設備
- (8) 集合住宅用充電設備
- (9) 住民の合意形成のための資料
- (10) 集合住宅共用部のLED照明改修

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅等)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表2の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ別表3の共通要件及び別表4の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。ただし、松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等を除く。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業

を実施する者が負担した設置費等のうち別表5に示すものとし、補助金の額は別表6のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国等からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回に限り（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては1棟に限り1回）交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。
- 4 補助金は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。
- 5 補助金は集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事に付き1回に限り交付する。
- 6 補助金は集合住宅共用部のLED照明改修にあっては、交付回数を一申請者について、1年度につき1回限り交付する。ただし、同一の集合住宅については、通算して1回限り交付する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の2月最終開庁日までに、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（第1号様式）に、別表7及び別表8に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、その通知を受

けた日から起算して10日以内に松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（第5号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表9に定める。
- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し承認可否を決定するとともに、松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認通知書（第6号様式）又は松戸市住宅用省エネルギー設備等処分不承認通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められたときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から次の各号における協力を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

- (1) 事業効果等に関する資料の提供
- (2) 災害時における地域への電源供給等

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に設置した補助対象設備に係る補助金の交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条）補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換</p>

	<p>気を行うことができる小窓)、300×200mm 以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア、勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。</p> <p>※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 自動車検査証の用途が「乗用」であること。ただし、電気自動車のみ導入する場合はこの限りではない。 (5) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車と

	<p>して新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
燃料電池自動車	<p>車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている燃料電池自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>
集合住宅用充電設備	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及</p>

	<p>び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。</p>
集合住宅共用部のLED照明改修	<p>工事を伴い、未使用のLED照明設備を購入し、既存のLED以外の照明設備から交換するもので、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準を満たしていること。</p>

別表2（第3条）補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市への申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」とい</p>

	う。)
電気自動車	<p>(1) 市への申請日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。ただし、リース契約におけるリース事業者についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電設備を併設する場合には市への申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合には、市への申請日までに住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 市への申請日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(2) 市への申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(3) 市への申請日までに住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
燃料電池自動車	市への申請日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。
V2H充放電設備	<p>(1) 市への申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が入導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供する</p>

	<p>ために市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。</p>
住民の合意形成のための資料	マンション管理組合が管理する、既存のマンション等であること。
集合住宅共用部のLED照明改修	マンション等の用途に供するもの（その他の用途を併用するものを含む）とする。ただし、官公庁等が所有する建築物は対象外とする。

別表3（第4条）補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	<p>(1) 市に納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。 （所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。 なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア リース期間が第10条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p> <p>(4) 補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていること。</p>

別表4（第4条）補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム） V2H 充放電設備	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 （市への申請日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付規則又は松戸市住宅用省エ</p>

	<p>エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付規則又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>(4) 定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県と同種の補助金の交付を受けていないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付規則又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

電気自動車	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付規則、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
燃料電池自動車	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付規則又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。</p> <p>(3) 同一の工事において、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 同一の工事において、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
集合住宅共用部のLED照明改修	<p>(1) 補助対象設備に改修する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、</p>

	松戸市集合住宅LED照明改修促進補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
--	---

別表5（第5条）補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
燃料電池自動車	燃料電池自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成のための資料	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）
集合住宅共用部のLED照明改修	設備本体の購入費及び設置工事費(既存設備の撤去・処分費、器具等の運搬費、手数料などは除く。) ※工事を伴わないものは対象外

別表6（第5条）補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合 補助対象経費×1/4 (上限8万円)
	補助対象設備を導入する住宅が、別表2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 補助対象経費×1/4 (上限(8万円×改修を行う戸数))
電気自動車	上限3万円
	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
燃料電池自動車	上限5万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)
集合住宅用充電設備(急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセント)	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×1/3 (上限(50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数)))

スタンド)	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×2/3 (上限(100万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)))
住民の合意形成のための資料	上限15万円
集合住宅共用部のLED照明改修	補助対象経費×1/4 (上限30万円)

別表 7 (第 6 条) 交付申請書の添付書類 (共通して必要となるもの)

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第 2 条 第 1 項 に掲げるすべての補助対象設備	<p>(1) 補助対象設備の概要 (第 1 号様式別紙 1)</p> <p>(2) 国等からの交付を受けたことがわかる書類 ※国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が別表 6 における補助金の上限額を下回る場合に限り必要。</p> <p>(3) 申請者の本人確認書類の写し</p> <p>(4) 住民票の写し ※補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。</p> <p>(5) 市に納付すべき税の納税証明書の写し</p> <p>(6) 法人に係る登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) の写し ※補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。</p> <p>(7) 設置設備等が補助対象であることがわかる書類</p> <p>(8) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し (補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し)</p> <p>(9) 全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていることがわかる書類 ※第 4 条に規定する補助対象者の要件を満たす者が複数いる限り必要。</p> <p>(10) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し ※補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。</p> <p>(11) 貸与料金の算定根拠明細書 (様式第 1 号別紙 2) ※補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p>

別表8（第6条）交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置図面（平面図、立面図） (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。 (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (6) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 (7) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し ※補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。

<p>電気自動車 プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>(1) 自動車検査証記録事項の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真) (3) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表2「電気自動車」の(2)又は同表「プラグインハイブリッド自動車」の(2)に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※住宅用太陽光発電設備を併設する場合の補助を受けようとするときに限り必要。 (4) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表2「電気自動車」の(3)又は同表「プラグインハイブリッド自動車」の(3)に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときに限り必要。</p>
<p>燃料電池自動車</p>	<p>(1) 自動車検査証記録事項の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)</p>
<p>V2H充放電設備</p>	<p>(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (5) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し (6) マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類)の写し (7) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の</p>

	<p>写し並びに実績報告書類一式の写し</p> <p>(8) (7)の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し ※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限り必要。</p> <p>(9) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真</p>
<p>住民の合意形成のための資料</p>	<p>(1) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し</p> <p>(2) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し</p> <p>(3) 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し</p> <p>(4) マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し</p>
<p>集合住宅共用部のLED照明改修</p>	<p>(1) 交換一覧表（第8号様式）</p> <p>(2) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し</p> <p>(3) 補助対象設備の設置図面</p> <p>(4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し</p> <p>(6) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し</p> <p>(7) 共用部分の定め及び総会等決議に関する内容が確認できる書類の写し</p> <p>(8) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及 ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。</p> <p>(9) 補助対象設備の導入について総会等で承認されたこと</p>

	<p>が分かる書類（総会の議事録等）の写し ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。</p>
--	---

別表9（第10条）耐用年数

補助対象設備の種類	耐用年数
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
燃料電池自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年
集合住宅共用部のLED照明改修	15年

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

(宛先) 松戸市長

(申請者) 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記及び裏面の添付書類を添えて申請します。

記

<p>補助対象設備の種類 ※該当設備に☑</p>	<p><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備 <input type="checkbox"/> 住民の合意形成のための資料 <input type="checkbox"/> 集合住宅共用部のLED照明改修</p>
<p>補助対象設備を導入する住宅の所有者の同意について (マンション管理組合の窓の断熱改修・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・集合住宅用充電設備・住民の合意形成のための資料・集合住宅共用部のLED照明改修を除く。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外</p> <p>所有者① 住 所： _____ 氏 名： _____</p> <p>所有者② 住 所： _____ 氏 名： _____</p> <p>私の所有する住宅に松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。</p>
<p>補助金交付申請額</p>	<p>円</p>
<p>補助対象設備の概要</p>	<p>別紙のとおり</p>

住民登録の確認について (個人のみ)	左記について市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○
市に納付すべき税の納付状況 について	左記について市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○

(添付書類)

※提出する書類に☑

- 補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)
- ⇒ 国等からの補助金の交付決定通知【国等の補助金の交付を受けている場合】
※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要
- 申請者の本人確認書類の写し
【個人、個人事業主及びマンション管理組合の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点
【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上
- 住民票の写し (概ね3か月以内のもの)【「住民登録の確認について」で同意しない場合】
- 市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】
- 法人に係る登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
(概ね6か月以内のもの)【法人の場合】
- 設置設備等が補助対象であることがわかる書類
- 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し
⇒ 変更契約 (注文内容の変更) 書類【契約 (注文) が途中で変更している場合】
⇒ 契約 (注文) 連名者委任状【契約 (注文) 者が連名である場合】
⇒ 工事着工完了証明書【契約 (注文) 書記載の工事日と実際が異なる場合】
⇒ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し
⇒ 領収証明書【領収書の発行がない場合】
- 補助対象設備ごとの必要書類 (第1号様式別紙1下部に記載)
 その他市長が必要と認める書類

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

（宛先）松戸市長

（リース事業者）

郵便番号
所在地
フリガナ
名称
代表者肩書
代表者氏名
電話番号

（リース先）

郵便番号
住所
フリガナ
氏名
電話番号

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記及び裏面の添付書類を添えて申請します。

記

<p>補助対象設備の種類 ※該当設備に☑</p>	<p><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅共用部のLED照明改修</p>
<p>補助対象設備を導入する住宅の所有者の同意について （マンション管理組合の窓の断熱改修・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・集合住宅用充電設備・集合住宅共用部のLED照明改修を除く。）</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請者（リース先）と同じ <input type="checkbox"/> 申請者（リース先）以外 所有者① 住所：_____ 氏名：_____ 所有者② 住所：_____ 氏名：_____ 私の所有する住宅に松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。</p>

次ページへ

補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
住民登録の確認について (リース先・個人のみ)	左記について市長が確認することに、 (リース先) 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○
市に納付すべき税の納付 状況について	左記について市長が確認することに、 (リース事業者) 同意します。 ・ 同意しません。 (リース先) 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○

(添付書類)

※提出する書類に☑

補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)

⇒ 国等からの補助金の交付決定通知【国等の補助金の交付を受けている場合】
※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

申請者の本人確認書類の写し

【個人、個人事業主及びマンション管理組合の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

住民票の写し (概ね3か月以内のもの)【「住民登録の確認について」で同意しない場合】

市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

法人に係る登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
(概ね6か月以内のもの)【法人の場合】

貸与料金の算定根拠明細書 (第1号様式別紙2)

設置設備等が補助対象であることがわかる書類

リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し

⇒ 変更契約 (注文内容の変更) 書類【契約 (注文) が途中で変更している場合】

⇒ 契約 (注文) 連名者委任状【契約 (注文) 者が連名である場合】

⇒ 工事着工完了証明書【契約 (注文) 書記載の工事日と実際が異なる場合】

⇒ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】

補助対象設備ごとの必要書類 (第1号様式別紙1下部に記載)

その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

メーカー名		
リスト登録型番 （発電ユニット）		
リスト登録型番 （貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備の導入にかかった経費		（総額） 円（A） （うち消費税） 円（B）
国等の補助金額		円（C）
補助対象経費 （A） - （B） - （C）		円
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。（住宅の引渡し日： 年 月 日）

（設備ごとの添付書類）

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置図面
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

定置用リチウムイオン蓄電システム

メーカー名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		
蓄電容量 (kWh)		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 既設
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ		<input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。(住宅の引渡し日： 年 月 日)

(設備ごとの添付書類)

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- 補助対象設備の設置図面
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

窓の断熱改修

メーカー名		
製品名		
SII/北海道環境財団登録番号		
改修を行う戸数 ※マンション管理組合による申請の場合のみ		戸
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円 (D)
補助対象経費 (D) の4分の1		円 (1,000円未満切り捨て)
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅の窓を断熱改修したものである。

(設備ごとの添付書類)

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し ※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- 補助対象設備の設置図面（平面図、立面図）
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- 既築住宅であることが確認できる書類
- マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し【法人格をもたないマンション管理組合である場合】
- マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し【マンション管理組合である場合】

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

電気自動車 プラグインハイブリッド自動車

メーカー名		
車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ
	住所	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ 松戸市
使用の本拠の位置		<input type="checkbox"/> 使用者と同じ 松戸市
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 既設) (ありの場合) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に充電できる
V2H充放電設備		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 既設)
補助対象車両本体の購入費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円

(設備ごとの添付書類)

- 自動車検査証記録事項の写し
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)
- 住宅用太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類【住宅用太陽光発電設備ありの場合】
- 住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車又はハイブリッド自動車に給電できることが確認できる書類【住宅用太陽光発電設備ありの場合】
- V2H充放電設備を設置していることが確認できる書類【V2H充放電設備ありの場合】
- V2H充放電設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)【V2H充放電設備ありの場合】

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

燃料電池自動車

メーカー名		
車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ
	住所	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ
使用の本拠の位置		<input type="checkbox"/> 所有者と同じ 松戸市
補助対象車両本体の購入費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円

(設備ごとの添付書類)

- 自動車検査証記録事項の写し
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

V2H充放電設備

メーカー名		
型 式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設
電気自動車又はハイブリッド自動車		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円 (D)
補助対象経費 (D) の10分の1		円 (1,000円未満切り捨て)
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。

(設備ごとの添付書類)

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- 補助対象設備の設置図面
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類
- 電気自動車又はハイブリッド自動車を導入されていることが確認できる書類

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型 式		
充電設備の住民以外の利用		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
設置する充電設備の基数 ※複数口の充電設備にあつては、その 口数		基 (口)
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんイン フラ等導入促進補助金の補助金額		円
上記国の補助金額の 住民以外の利用ありの場合：3分の2 住民以外の利用なしの場合：3分の1		円 (1,000円未満切り捨て)

(設備ごとの添付書類)

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- 補助対象設備の設置図面
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し
※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。
- マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類)の写し

次ページへ

- 国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し
- 当該申請の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し【当該申請において変更の申請を行っている場合】
- マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真【住民以外も充電設備を利用可能な場合】

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

住民の合意形成のための資料

マンション等の名称	
マンション等の所在地	
資料作成事業者名	
作成する資料の種類	充電設備に係る <input type="checkbox"/> 設置場所見取図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 電気系統図 <input type="checkbox"/> 配線ルート図 <input type="checkbox"/> 住民の費用負担のシミュレーション <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

(設備ごとの添付書類)

- マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し
- マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類)の写し
- 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し
- マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

集合住宅共用部のLED照明改修

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象事業の実施にかかった経費		(総額) 円(A) (うち消費税) 円(B)
国等の補助金額		円(C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円(D)
補助対象経費 (D)の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

(設備ごとの添付書類)

- 交換一覧表(第8号様式)
- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- 補助対象設備の設置図面
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類)の写し
- マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し【法人格をもたないマンション管理組合が申請する場合】
- マンション管理組合の規約に関する書類
- 補助対象設備の導入について総会等で承認されたことが分かる書類(総会の議事録等)の写し

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 松戸市長

(リース事業者)	所在地 名称 代表者肩書 代表者氏名 電話番号
(リース先)	住所 氏名 電話番号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備			
リース期間(月数)			
補助金額	松戸市の補助金 (a)	国の補助金 (b)	合計(a + b) (c)
リース料総額 ※前払金を含む、 税抜き金額	補助金なしの場合 (d)	補助金ありの場合 (e)	差額(d - e) (f)

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

第2号様式

松戸市指令第 号

住 所

氏 名

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

次のとおり決定します。

補助金額 円

内 訳

(リース事業者)	所在地 名称 代表者肩書 代表者氏名
(リース先)	住所 氏名

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

次のとおり決定します。

補助金額 円

内 訳

第3号様式

松戸市指令第 号

住 所

氏 名

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

次の理由により申請を却下します。

理由

第3号様式（リース用）

松戸市指令第 号

(リース事業者)	[所在地
		名称
		代表者肩書
		代表者氏名
(リース先)	[住所
		氏名

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

次の理由により申請を却下します。

理由

第4号様式

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

金融機関名	銀行	本店					
	金庫	支店					
	組合	出張所					
	普通 ・ 当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

第4号様式（リース用）

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）松戸市長

（リース事業者）	所在地 名称 代表者肩書 代表者氏名	印
（リース先）	住所 氏名	印

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

金融機関名	銀行	本店
	金庫	支店
	組合	出張所
	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

第5号様式

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号 をもって松戸市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた設備について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

1 種 類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

第5号様式（リース用）

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書

年 月 日

（宛先）松戸市長

（リース事業者）

郵便番号
所在地
名称
代表者肩書
代表者氏名

（リース先）

住所
氏名

年 月 日付け 第 号 をもって松戸市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた設備について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

1 種類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

第6号様式

松戸市指令第 号

住 所

氏 名

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 承認

2 承認の条件

3 返還額 円

(リース事業者)	[所在地
		名称
		代表者肩書
(リース先)	[代表者氏名
		住所
		氏名

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 承認

2 承認の条件

3 返還額 円

第7号様式

松戸市指令第 号

住 所

氏 名

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 不承認

2 不承認の理由

3 返還額 円

(リース事業者)	[所在地
		名称
		代表者肩書
(リース先)	[代表者氏名
		住所
		氏名

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 不承認

2 不承認の理由

3 返還額 円

第8号様式

交換一覧表

No.	交換前			交換後		
	ランプの種類※	消費電力 (W)	本数 (本)	LED ランプ の型番	消費電力 (W)	本数 (本)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※交換前「ランプの種類」の記入例・・・白熱電球、直管型蛍光灯、電球型